

仙台市罹災証明等事務取扱要領

(平成28年2月10日財政局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、「仙台市罹災証明等取扱要綱」(平成28年2月9日危機管理監決裁。以下「要綱」という。)の実施に伴う罹災証明書及び罹災届出証明書に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害(火災に起因するものを除く。)をいう。
- (2) 証明書 要綱に規定する罹災証明書及び罹災届出証明書をいう。
- (3) 住家等 要綱に規定する住家及び非住家をいう。
- (4) 被災者 災害発生時において本市の区域内に建物を所有していた者(地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第343条第2項に規定する家屋の所有者をいう。)、災害発生時において本市の区域内に所在していた建物の管理者(消防法(昭和23年7月24日法律第186号。以下同じ。)第2条の管理者をいう。)若しくは占有者(消防法第2条の占有者をいう。)、本市の区域内において災害により住家等以外の不動産若しくは動産に係る被害が生じた者又はその他市長が適当と認める者をいう。
- (5) 自己判定方式 被害の程度が明らかに軽微であり、被災者が「準半壊に至らない(一部損壊)」という被害の程度に同意があった場合、建物被害認定調査を省略し、写真等により被害の程度を認定することをいう。
- (6) 建物被害認定調査 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考として財政局長が別に定める手順に基づき実施する災害による住家等の被害の程度を認定するための調査をいう。調査方法としては、外観目視調査と内部立入調査に大別される。
- (7) 第1次調査 外観目視調査(外観の損傷状況の目視による把握、住家等の傾斜の計測及び住家等の主要な構成要素(外観から調査可能な部位に限る)ごとの損傷程度等の目視による把握を行う調査)による建物被害認定調査をいう。
- (8) 第2次調査 外観目視調査及び内部立入調査(住家等の内部の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う調査)による建物被害認定調査をいう。
- (9) 再調査 第2次調査に基づく罹災証明書の交付を受けた者のうち当該罹災証明書に記載された被害の程度に不服がある者又は第2次調査の結果、被害が認められなかった旨の通知を受けた者から申請があったときに実施する建物被害認定調査をいう。調査方法は、第2次調査に同じ。
- (10) 再々調査 再調査に基づく罹災証明書の交付を受けた者のうち当該罹災証明書に記載された被害の程度に不服がある者又は再調査の結果、被害が認められなかった旨の通知を受けた者から書面による申請があったときに実施する建物被害認定調査をいう。調査方法は、第2次調査に同じ。

(様式)

第3条 この要領に規定する証明書に係る事務については、それぞれ次の各号に定める様式により行うものとする。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 罹災（届出）証明申請書兼罹災届出証明書 | 第1号様式 |
| 罹災（届出）証明申請書（自己判定用） | 第1-2号様式 |
| (2) 罹災（届出）証明申請受付管理簿兼罹災届出証明交付簡易決裁簿 | 第2号様式 |
| 罹災（届出）証明申請受付管理簿兼罹災届出証明交付簡易決裁簿（自己判定用） | 第2-2号様式 |
| (3) 罹災届出証明書再交付申請書 | 第3号様式 |
| (4) 罹災届出証明書再交付受付管理簿兼罹災届出証明再交付簡易決裁簿 | 第4号様式 |
| (5) 罹災証明書 | 第5号様式 |
| 罹災証明書（*再調査等の申出期間が記載されていないもの） | 第5-2号様式 |
| 罹災証明書（自己判定用） | 第5-3号様式 |
| 罹災証明書申請取下げ書 | 第5-4号様式 |
| (6) 罹災届出証明書 | 第6号様式 |
| (7) 罹災証明申請に伴う建物被害認定調査結果について（通知） | 第7号様式 |
| (8) 建物被害認定第2次調査受付票兼再調査受付票 | 第8号様式 |
| (9) 建物被害認定第2次調査受付管理簿 | 第9号様式 |
| (10) 建物被害認定再調査受付管理簿 | 第10号様式 |
| (11) 建物被害認定再々調査申請書 | 第11号様式 |
| (12) 建物被害認定再々調査受付管理簿 | 第12号様式 |
| (13) 罹災証明書再交付申請書 | 第13号様式 |
| (14) 罹災証明書再交付受付管理簿兼罹災証明書再交付簡易決裁簿 | 第14号様式 |
| (15) 罹災証明書関連事務に係る実施方針（第1号） | 第15-1号様式 |
| 罹災証明書関連事務に係る実施方針（第2号） | 第15-2号様式 |
| 「罹災証明書関連事務に係る実施方針」細目確認票 | 第15号様式-附表 |

(罹災証明書の申請)

第4条 本市の区域内における災害の被災者で罹災証明書（自己判定方式により被害の程度を認定したものを除く。以下この条において同じ。）の交付を受けようとする者は、災害発生日の翌日から起算して2月を経過する日までの期間（災害の規模のほか短期間に自然災害が連続して発生した場合等その期限を延長する必要があると市長が認める場合には、災害の実情に応じて市長が定める相当の期間。以下「通常申請期間」という。）内に、罹災（届出）証明申請書（第1号様式。以下「申請書（要調査用）」という。）を各区役所又は各総合支所（仙台市災害対策本部又は区災害対策本部の設置時においては、「仙台市災害対策本部運営要綱（平成9年3月31日市長決裁）（以下「運営要綱」という。）」に定める各区総務班又は各総合支所班とする。以下同じ。）に提出し、申請するものとする。

- 2 前項の者から委任を受けて同項の規定による申請をしようとする者（委任者の配偶者、同居の親族、二親等内の親族又はその他市長が適当と認める者を除く。）は、委任状を添付してこれを行うものとする。ただし、第20条に規定する方法により申請する場合は、委任を受けて申請する

ことはできない。

- 3 前2項に規定する者で、第1項に規定する期限までに罹災証明書の申請をすることができなかつたことにつき、やむを得ない理由があつたと市長が認める場合においては、災害発生日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間（以下「拡大申請期間」という。）内に限り、当該理由を証する書類を添付のうえ、当該申請をすることができるものとする。ただし、第20条に規定する方法による申請は、することができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する者で、第1項に規定する期間内に罹災証明書の申請を行っていなかった場合にあつても、申請する建物が既に建物被害認定調査を終えている建物である場合においては、拡大申請期間内に限り、既に交付されている罹災証明書の証明番号等の提示等により、建物被害認定調査を終えている建物であることを市長が確認できた場合、当該申請をすることができるものとする。ただし、第20条に規定する方法による申請は、することができない。
- 5 各区役所又は各総合支所は、前4項による申請があつたときは、罹災（届出）証明申請受付管理簿（第2号様式。以下「受付簿（要調査用）」という。）に必要事項を記入するものとする。

（罹災証明書（自己判定用）の申請）

第4条の2 本市の区域内における災害の被災者で罹災証明書（自己判定方式により被害の程度を認定したものに限る。）の交付を受けようとする者は、拡大申請期間内に、罹災（届出）証明申請書（自己判定用）（第1-2号様式。以下「申請書（自己判定用）」という。）を財政局（仙台市災害対策本部又は区災害対策本部の設置時においては、運営要綱に定める建物被害調査班（建物被害調査班による対応が困難と認められるときにあつては、運営要綱に定める罹災総務班を含む。）。とし、第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に提出し、申請するものとする。ただし、財政局が第21条に規定する実施方針を作成しない又は当該実施方針において自己判定方式による認定を行わないこととした場合は、この限りでない。

- 2 財政局は、前項による申請があつたときは、罹災（届出）証明申請受付管理簿（第2-2号様式。以下「受付簿（自己判定用）」という。）に必要事項を記入するものとする。

（罹災届出証明書の申請）

第4条の3 本市の区域内における災害の被災者で罹災届出証明書（住家等以外の不動産又は動産に係る被害が生じた旨の届出があつたことを証明する書面に限る。）の交付を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる申請期間の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる申請書を、同表の下欄に掲げる申請先に提出し、申請するものとする。

申請期間	申請書	申請先
(1) 通常申請期間	申請書（要調査用）	各区役所・各総合支所
(2) 拡大申請期間（うち前号に掲げる期間内は第4条の2の申請とあわせて申請する場合に限る。）	申請書（自己判定用）	財政局

- 2 第4条第2項の規定は、前項の申請について準用する。
- 3 各区役所又は各総合支所は、第1項による申請があつたときは、受付簿（要調査用）に必要事項を記入するものとする。

4 財政局は、第1項による申請があったときは、受付簿（自己判定用）に必要事項を記入するものとする。

（申請の取下げ）

第4条の4 第4条又は第4条の2の規定による申請を行った者（以下「第4条申請者」又は「第4条の2申請者」という。）は、罹災証明書の交付を受けるまでは、いつでも罹災証明書の申請を取り下げることができるものとする。

2 罹災証明書の申請の取下げは、書面（第5-4号様式）による手続を原則とする。ただし、発生した災害の規模、態様に応じ、市長が必要と認めるときは、第4条申請者又は第4条の2申請者本人が取下げの意思表示をしていることを十分に確認した上で、電話等口頭による取下げ手続ができるものとする。

（罹災届出証明書の交付）

第5条 各区役所又は各総合支所は、第4条又は第4条の3の規定による申請があったときは、罹災届出証明書（第1号様式）を、第4条申請者又は第4条の3の規定による申請を行った者（以下「第4条の3申請者」という。）に交付するものとする。

2 財政局は、第4条の3の規定による申請があったときは、罹災届出証明書（第6号様式）を、第4条の3申請者に交付するものとする。

（申請書等の回送）

第6条 各区役所又は各総合支所は、第4条及び第4条の3の規定による申請があったときは、要綱第6条に規定する申請書原本を保管し、その写し及び受付簿（要調査用）の写しを財政局に回送するものとする。

（罹災届出証明書の再交付の申請）

第7条 罹災届出証明書の交付を受けた者は、災害発生日の翌日から起算して1年以内に、第4条又は第4条の3の申請書の提出先に罹災届出証明書再交付申請書（第3号様式）を提出し、当該罹災届出証明書の再交付の申請をすることができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があったと市長が認めるときにおいては、口頭により、当該申請をすることができるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

3 各区役所若しくは各総合支所又は財政局は、第1項による申請があったときは、罹災届出証明書再交付受付管理簿（第4号様式）に必要事項を記入するものとする。

（罹災届出証明書の再交付）

第8条 各区役所若しくは各総合支所又は財政局は、第7条の規定による申請があったときは、第5条の例により罹災届出証明書を再交付するものとする。

（申請書等の收受）

第9条 財政局は、第6条の規定による申請書の写し及び受付簿（要調査用）の写しの回送を受け

たときは、財政局長が別に定める手順に基づき確認を行うものとする。

(第1次調査の実施及び罹災証明書の交付)

第10条 財政局は、第4条の規定による申請書(要調査用)の内容を確認し、第1次調査を実施すべき被害が発生していると認められたとき(調査件数が少ないと認められるときを除く。)は、当該申請書に記載のあった住家等の第1次調査を実施するものとする。

2 財政局は、前項の第1次調査の結果、当該住家等に災害による被害が認められたときは、罹災証明書(第5号様式(第4条第4項の規定による申請の場合は、罹災証明書(第5-2号様式)とする。))を第4条申請者に交付するものとする。

3 財政局は、第1項の第1次調査の結果、当該住家等に災害による被害が認められなかったときは、罹災証明書を交付せず、罹災証明申請に伴う建物被害認定調査結果について(通知)(第7号様式。以下「無被害通知書」という。)により、当該住家等に災害による被害が認められなかった旨を第4条申請者に通知するものとする。

(罹災証明書(自己判定用)の交付)

第10条の2 財政局は、第4条の2の規定による申請があったときは、被害の程度が分かる写真等の添付があり、かつ、第4条の2申請者が「準半壊に至らない(一部損壊)」という被害の程度に同意があった場合、当該申請書に記載のあった住家等の自己判定方式を実施するものとする。

2 財政局は、前項の自己判定方式の結果、当該住家等の被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」と判断できた場合、罹災証明書(自己判定用)(第5-3号様式)を第4条の2申請者に交付するものとする。

(第2次調査の申請)

第11条 第10条第2項の規定により罹災証明書の交付を受けた者のうち当該罹災証明書に記載された被害の程度に関し不服がある者及び同条第3項の規定により無被害通知書の通知を受けた者(これらの者から第2次調査の申請について委任を受けた者を含む。)は、当該罹災証明書の交付又は当該無被害通知書の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、財政局に対し、口頭で、当該罹災証明書又は無被害通知書に係る住家等の第2次調査の申請をすることができるものとする。ただし、第4条第4項又は第4条の2第1項の規定による申請を行い、罹災証明書又は罹災証明書(自己判定用)の交付を受けた者は、当該罹災証明書に係る住家等の第2次調査の申請をすることができないものとする。

2 財政局は、前項の規定による申請があったときは、建物被害認定第2次調査受付票(第8号様式)及び建物被害認定第2次調査受付管理簿(第9号様式)に必要事項を記入するものとする。

(第2次調査の実施及び罹災証明書の交付)

第12条 財政局は、第4条の規定による申請書(要調査用)の内容を確認し、第2次調査を実施すべき被害が発生していると認められたとき又は調査件数が少ないと認められるときは、当該申請書に記載のあった住家等の第2次調査を実施するものとする。

2 財政局は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る住家等の第2次調査を実施するものとする。

- 3 財政局は、前2項による第2次調査の結果、当該住家等に災害による被害が認められたときは、罹災証明書（第5号様式）を第10条第2項の例により交付するものとする。
- 4 財政局は、第1項及び第2項による第2次調査の結果、当該住家等に災害による被害が認められなかったときは、罹災証明書を交付せず、無被害通知書（第7号様式）を第10条第3項の例により通知するものとする。

（再調査の申請）

- 第13条 前条第3項の規定により罹災証明書の交付を受けた者のうち当該罹災証明書に記載された被害の程度に関し不服がある者及び同条第4項の規定により無被害通知書の通知を受けた者（これらの者から再調査の申請について委任を受けた者を含む。）は、当該罹災証明書の交付又は当該無被害通知書の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、財政局に対し、口頭で、当該罹災証明書又は無被害通知書に係る住家等の再調査の申請をすることができるものとする。
- 2 財政局は、前項の規定による申請があったときは、建物被害認定再調査受付票（第8号様式）及び建物被害認定再調査受付管理簿（第10号様式）に必要事項を記入するものとする。

（再調査の実施及び罹災証明書の交付）

- 第14条 財政局は、前条第1項の規定による申請があったときは、必要に応じ、当該申請に係る住家等の再調査を実施できるものとする。
- 2 財政局は、前項の再調査の結果、当該住家等に災害による被害が認められたときは、罹災証明書（第5号様式）を第10条第2項の例により交付するものとする。
 - 3 財政局は、第1項の再調査の結果、当該住家等に災害による被害が認められなかったときは、罹災証明書を交付せず、無被害通知書（第7号様式）を第10条第3項の例により、通知するものとする。

（再々調査の申請）

- 第15条 前条第2項又は第17条第4項の規定により罹災証明書の交付を受けた者のうち当該罹災証明書に記載された被害の程度に関し不服がある者及び前条第3項の規定により無被害通知書の通知を受けた者は、建物被害認定再々調査申請書（第11号様式）の記載内容に同意した上で、当該罹災証明書の交付又は当該無被害通知書の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、財政局に当該建物被害認定再々調査申請書（第11号様式）を提出し、当該罹災証明書に係る住家等の再々調査の申請をすることができるものとする。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の申請について準用する。
 - 3 財政局は、第1項による申請があったときは、建物被害認定再々調査受付管理簿（第12号様式）に必要事項を記入するものとする

（再々調査の実施及び罹災証明書の交付）

- 第16条 財政局は、前条第1項の規定による申請があったときは、必要に応じ、当該申請に係る住家等の再々調査を実施できるものとする。
- 2 財政局は、前項の再々調査の結果、当該住家等に災害による被害が認められたときは、罹災証明書（第5-2号様式）を第10条第2項の例により交付するものとする。

- 3 財政局は、第1項の再々調査の結果、当該住家等に災害による被害が認められなかったときは、罹災証明書を交付せず、無被害通知書（第7号様式）を第10条第3項の例により通知するものとする。

（職権による調査）

- 第17条 財政局は、災害の規模及び態様等を勘案し、早期の建物被害認定調査が必要であると認められるときは、申請を待たずに職権により第1次調査又は第2次調査を実施することができるものとする。
- 2 財政局は、前項の規定による調査を実施したときにおいて、当該調査の結果を第10条第2項又は第12条第3項の規定による罹災証明書（第5号様式）の交付に利用することができるものとする。
 - 3 財政局は、第10条、第12条、第14条又は第16条の規定による建物被害認定調査又は罹災証明書の交付時において、申請のあった住家等に係る被害の程度等について疑義があるときは、職権により第1次調査又は第2次調査を実施することができるものとする。
 - 4 財政局は、前項による調査の結果、被害の程度について修正すべき事由が認められたときは、被害の程度を修正した罹災証明書（第5号様式）を第10条第2項の例により交付するものとする。

（罹災証明書の再交付の申請）

- 第18条 罹災証明書の交付を受けた者は、災害発生日の翌日から起算して10年以内に、財政局に罹災証明書再交付申請書（第13号様式）を提出し、当該罹災証明書の再交付の申請をすることができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があったと市長が認めるときにおいては、口頭により、当該申請をすることができるものとする。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の申請について準用する。
 - 3 財政局は、第1項による申請があったときは、罹災証明書再交付受付管理簿（第14号様式）に必要事項を記入するものとする。

（罹災証明書（自己判定用）の再交付の申請）

- 第18条の2 罹災証明書（自己判定用）の交付を受けた者は、災害発生日の翌日から起算して10年以内に、財政局に罹災証明書再交付申請書（第13号様式）を提出し、当該罹災証明書（自己判定用）の再交付の申請をすることができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があったと市長が認めるときにおいては、口頭により、当該申請をすることができるものとする。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の申請について準用する。
 - 3 財政局は、前2項による申請があったときは、罹災証明書再交付受付管理簿（第14号様式）に必要事項を記入するものとする。

（罹災証明書の再交付）

- 第19条 財政局は、第18条第1項の規定による申請があったときは、第10条第2項の例により罹災証明書（第5-2号様式）を再交付するものとする。

（罹災証明書（自己判定用）の再交付）

第19条の2 財政局は、第18条の2第1項の規定による申請があったときは、第10条の2第2項の例により罹災証明書（自己判定用）（第5-3号様式）を再交付するものとする。

（情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合）

第20条 第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する申請に係る、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法については、仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条から第6条までの規定の適用を受ける手続等の例による。ただし、第21条に規定する実施方針を作成しない又は当該実施方針においてこの方法による申請を行わないこととした場合は、この限りでない。

2 前項に規定する方法による申請の場合においては、第4条及び第4条の3の規定中「各区役所又は総合支所」とあるのは、「財政局」に読み替えるものとする。

（災害発生時における実施方針の策定）

第21条 財政局は、本市の区域内において災害があったときは、罹災証明書関連事務に係る実施方針（第15号様式）を作成し、財政局長の決裁を得るものとする。ただし、災害の規模が小さく、当該実施方針を作成する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 財政局は、前項により決裁を得た罹災証明書関連事務に係る実施方針（第15号様式）を税務部及び納税部（仙台市災害対策本部又は区災害対策本部の設置時においては、罹災総務班及び建物被害調査班）並びに各区役所及び各総合支所に通知するものとする。

（雑則）

第22条 この要領に定めるもののほか、証明書に係る事務に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年3月27日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年6月17日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年1月6日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年3月28日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年12月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年12月10日から実施する。